



鏡支所だより

—第167号—

発行日 令和3年3月1日

発刊 八代市鏡支所

編集 鏡支所地域振興課

TEL 52-2131



鏡支所管内の人の動き（1月末現在）

		()は前月比
【世帯数】	6,006	世帯 (3)
【人口数】	14,345	人 (- 9)
	男	6,691 人 (- 9)
	女	7,654 人 (± 0)

「保険金が使えない」という住宅修理サービスなどのトラブルにご注意！

最近、八代市内において、自宅に訪問してきた業者が、「台風や水害で建物が破損していないか点検し、契約している保険会社への申請をサポートする。」「保険金を利用すれば自己負担なしで修理ができる。」などといった勧誘し、契約を迫る相談が消費生活センターに多く寄せられています。

（対処の方法）

- すぐに契約はせず、ご自身で加入している損害保険会社または代理店に相談する。
- 修理の必要性や契約内容を十分確認し、家族や周りの人、消費生活センターに相談する。

【クーリング・オフ制度】

訪問販売では、契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約を解除することができます。また、8日間を過ぎていても契約の取消しができる場合もありますので、クーリング・オフの方法や契約に関するトラブルなど消費生活センターにご相談ください

【問合せ】

八代市消費生活センター 33-4162

月曜～金曜 9:00～17:00（祝日除く）（木曜日は19:00まで）



春の全国火災予防運動

期間：3月1日（月）～3月7日（日）

標語：その火事を防ぐあなたに 金メダル

毎年、3月1日から7日までの1週間、春季全国火災予防運動が行われます。

冬の寒さも峠を越え、火の取扱いに対する注意が緩みがちになる春先のこの時季は、空気が乾燥し風の強い日が多いことから火災が発生しやすくなっています。

火災の発生を防止し、財産の損失を防ぐため各ご家庭で火の用心の徹底をお願いします。



春の全国火災予防週間 啓発ポスター



長年の活躍に敬意を表して、

八代市消防団鏡方面隊 鶴崎隊長 消防庁長官表彰(永年勤続功労章)受章!!

昨年3月に、令和元年度消防功労者消防庁長官表彰受章者が発表され「多年にわたり消防の発展につとめ、その成績が優秀であり、かつ、他の模範と認められる消防団員」として、八代市消防団副団長兼鏡方面隊長の鶴崎英二さんが永年勤続功労章を受章されました。

「今後も住民の生命・身体・財産の保護という消防団の責務を果たしていきたい」と、意気込みを語られました。

おめでとうございます。



消防庁長官表彰(永年勤続功労章)を受章された 鶴崎英二 隊長

献血のお願い

- ◆期日：3月9日（火）
- ◆時間：午前9時30分～12時
午後1時15分～4時
- ◆会場：八代市鏡支所 正面玄関横
- ◆主催：八代地区商工会連絡協議会



※受付から採血までの所要時間は、約30分程度です。
なお、混雑時は多少お時間をいただきます。

※献血カード（手帳）をご持参くださると受付手続きが早くできます。お持ちでなくても献血できます。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、
県内の献血協力者が大きく減少しています。

皆様のご協力をお願いいたします。

土日も市民課(本庁)の窓口を開設

- ◆とき 3月27日（土）、28日（日）
4月3日（土）、4日（日）
午前8時30分～午後5時15分

- ◆ところ 市民課
(支所、出張所などの開設はありません)

※取り扱う業務について詳しくは広報やつしろ3月号
をご覧ください

【問合せ】
市民課
☎33-4110



令和3年度 健診申し込みのご案内

4月から健診（特定健診・高齢者健診・がん検診・ヤング健診）が始まります

◆健診の申し込みが必要な方は・・・

- ・令和2年度に健診を受けた人で、健診内容（種類・項目）を変更したい人
- ・令和2年度に健診を受けていない人
- ・ヤング健診で受けた人

なお、令和2年度に健診を受けた人で、同じ健診内容を希望される場合、は申し込みの必要はありません。

★お早めに申し込みをお願いします

◆健診内容・・・

特定健診（国保加入者）、後期高齢者健診、肺がん・結核検診、大腸がん検診、前立腺がん検診、
胃がん検診、腹部超音波検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、歯周病検診など

◆申込方法・・・

- ①鏡保健センターに申込用紙を持参
- ②電話またはFAX

★詳細は広報やつしろ2月号折込チラシの「令和3年度健診申し込みのご案内！」をご覧ください

健診の申し込みは、
お忘れなく！



<問合せ・申込先>（土日・祝日除く）

八代市鏡保健センター ☎52-5277 FAX52-1566

不法投棄は悪質な犯罪です!!!

不法投棄は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で厳しく禁止されており、5年以下の懲役もしくは
1000万円以下の罰金（法人に対しては3億円以下の罰金）またはその両方が科せられます。

不法投棄を見かけたら、警察へ通報してください。

不法投棄者が見つからない場合は、その土地の管理者が自らの責任で処分することになります。

不法投棄をさせないためにも、土地や施設の管理者は、定期的な見回り、草払いや樹木の管理・清掃、柵の設置などを行い、未然に防ぐよう努めてください。



【問合せ】鏡支所市民環境課 52-1116



人（ひと）は等（ひと）しい

『毎月11日は人権を確かめ合う日』です。

～人権いきいきふるさとづくり～